

電力広域的運営推進機関 送配電等業務指針の変更案（新旧対照表）

変更前（変更点に下線）	変更後（変更点に下線）
<p>第3章 供給計画の取りまとめ等</p> <p>（供給計画の案の提出）</p> <p>第8条 電気事業者は、<u>次の各号に定める期限までに</u>、経済産業省令に定める様式に準ずる様式により、供給計画の案を本機関に提出しなければならない。</p> <p>一 <u>第3年度から第10年度の供給計画の案 毎年2月20日</u></p> <p>二 <u>第1年度及び第2年度の供給計画の案 毎年3月15日</u></p> <p>2 （略）</p> <p>（供給計画の提出）</p> <p>第9条 電気事業者は、<u>毎年3月25日までに</u>、経済産業省令で定めるところにより、本機関に<u>供給計画を提出</u>しなければならない。</p> <p>2 （略）</p>	<p>第3章 供給計画の取りまとめ等</p> <p>（供給計画の案の提出）</p> <p>第8条 <u>次の各号に掲げる</u>電気事業者は、<u>それぞれ当該各号に定める期限までに</u>、経済産業省令に定める様式に準ずる様式により、供給計画の案を本機関に提出しなければならない。</p> <p>一 <u>送電事業者、特定送配電事業者、小売電気事業者（登録特定送配電事業者を含む。）及び発電事業者 毎年2月10日</u></p> <p>二 <u>一般送配電事業者 毎年3月10日</u></p> <p>2 （略）</p> <p>（供給計画の提出）</p> <p>第9条 <u>次の各号に掲げる</u>電気事業者は、<u>それぞれ当該各号に定める期限までに</u>、経済産業省令で定めるところにより、<u>供給計画を本機関に提出</u>しなければならない。</p> <p>一 <u>送電事業者、特定送配電事業者、小売電気事業者（登録特定送配電事業者を含む。）及び発電事業者 毎年3月1日</u></p> <p>二 <u>一般送配電事業者 毎年3月25日</u></p> <p>2 （略）</p>